

平成28年12月27日

第78回 神戸市個人情報保護審議会

権限委譲に伴う消防保安システムの導入に  
ついて

( 消 防 局 )

神消予査第 2342 号  
平成 28 年 12 月 20 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市消防長 菅原 隆喜



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

権限委譲に伴う消防保安システムの導入について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：消防局予防部査察課

権限移譲に伴う消防保安システムの導入について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

下線部が個人情報に該当するもの  
(代表者・代表権原者は個人事業主に限る)

【事業者マスタ関係】

事業者名称、事業者名称 (カナ)、所在地住所、所在地郵便番号、代表権原者住所、代表権原者法人名、代表権原者職、代表権原者氏名 ほか

【事業所マスタ関係】

事業所名称、事業所名称 (カナ)、所在地、所在地郵便番号、郵送先宛名、代表権原者住所、代表権原者法人名、代表権原者職、代表権原者氏名、代表者住所、代表者法人名、代表者職、代表者氏名 ほか

【火薬類製造者関係】

事業所名称、事業所名称 (カナ)、所在地、所在地郵便番号、個別名称、代表者住所、代表者法人名、代表者職、代表者氏名、事務所所在地、製造保安責任者氏名、製造保安責任者選任年月日、製造保安責任者免状、製造保安責任者講習年月日、製造副保安責任者氏名、製造副保安責任者選任年月日、製造副保安責任者免状、製造副保安責任者講習年月日、製造保安責任者代理者氏名、製造保安責任者代理者選任年月日、製造保安責任者代理者免状、製造保安責任者代理者講習年月日 ほか

【火薬庫関係】

事業所名称、事業所名称 (カナ)、所在地、所在地郵便番号、個別名称、代表者住所、代表者法人名、代表者職、代表者氏名、事務所所在地、取扱保安責任者氏名、取扱保安責任者選任年月日、取扱保安責任者免状、取扱保安責任者講習年月日、取扱副保安責任者氏名、取扱副保安責任者選任年月日、取扱副保安責任者免状、取扱副保安責任者講習年月日、取扱保安責任者代理者氏名、取扱保安責任者代理者選任年月日、取扱保安責任者代理者免状、取扱保安責任者代理者講習年月日 ほか

【火薬類販売所関係】

事業所名称、事業所名称 (カナ)、所在地、所在地郵便番号、個別名称、代表者住所、代表者法人名、代表者職、代表者氏名、事務所所在地 ほか

【火薬類庫外貯蔵場所関係】

事業所名称、事業所名称（カナ）、所在地、所在地郵便番号、個別名称、代表者住所、代表者法人名、代表者職、代表者氏名、事務所所在地 ほか

【高圧ガス製造者（冷凍以外）関係】

事業所名称、個別名称、製造者住所、製造者法人名、製造者職、製造者氏名、保安統括者、保統氏名、保統選任年月日、保統免状、保安統括者代理者、保統代氏名、保統代選任年月日、保統代免状、保安技術管理者、保技管氏名、保技管選任年月日、保技管免状、保安企画推進員、保企推氏名、保企推選任年月日、保企推免状 ほか

【高圧ガス製造施設関係】

事業所名称、個別名称、保安主任者、保安主任者氏名、保安主任者選任年月日、保安主任者免状、保安係員、保安係員氏名、保安係員選任年月日、保安係員免状、取扱保安責任者氏名、取扱保安責任者選任年月日、取扱保安責任者免状、取扱保安責任者講習年月日、取扱副保安責任者氏名、取扱副保安責任者選任年月日、取扱副保安責任者免状、取扱副保安責任者講習年月日、取扱保安責任者代理者氏名、取扱保安責任者代理者選任年月日、取扱保安責任者代理者免状、取扱保安責任者代理者講習年月日 ほか

【高圧ガス製造者（冷凍）関係】

事業所名称、個別名称、設置者住所、設置者法人名、設置者職、設置者氏名、冷凍保安責任者、保責氏名、保責選任年月日、保責免状、冷凍保安責任者代理者、保責代氏名、保責代選任年月日、保責代免状 ほか

【高圧ガス販売事業者関係】

事業所名称、個別名称、事業者住所、事業者法人名、事業者職、事業者氏名 ほか

【高圧ガス貯蔵所関係】

事業所名称、個別名称、貯蔵する者住所、貯蔵する者法人名、貯蔵する者職、貯蔵する者氏名 ほか

【特定高圧ガス消費関係】

事業所名称、個別名称、消費者住所、消費者法人名、消費者職、消費者氏名、取扱主任者、取扱主任者氏名、取扱主任者選任年月日、取扱主任者免状 ほか

【高圧ガス容器検査所関係】

事業所名称、個別名称、事業者住所、事業者法人名、事業者職、事業者氏名、検査主任者、検査主任者氏名、検査主任者選任年月日、検査主任者免状 ほか

【火薬類許認可届出関係】

事業所名称、個別名称、所在地、所在地郵便番号、申請者等住所、申請者等法人名、申請者等職、申請者等氏名、電話番号、申請者年齢、申請者住所、申請者職業 ほか

【高圧ガス許認可届出関係】

事業所名称、個別名称、所在地、所在地郵便番号、申請者等住所、申請者等法人名、申請者等職、申請者等氏名、電話番号 ほか

【液化石油ガス許認可届出関係】

事業所名称、個別名称、所在地、所在地郵便番号、申請者等住所、申請者等法人名、申請者等職、申請者等氏名、電話番号 ほか

【立入検査関係】

事業所名称、所在地、立会者職、立会者氏名、宛名法人名、宛名職、宛名氏名 ほか

## 権限移譲に伴う消防保安システムの導入について

### 1 趣旨・概要

平成 27 年 6 月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 5 次地方分権一括法）が成立し、平成 29 年に火薬類取締法（以下「火取法」という。）、平成 30 年に高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）の許認可等の事務が兵庫県から神戸市（政令指定都市）に移譲されることが決定した。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）にあっても、平成 28 年 3 月に兵庫県の条例「知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例」（以下「県条例」という。）の一部が改正され、平成 30 年から神戸市に移譲されることが決定した。

神戸市消防局では、ガソリン・石油等の危険物施設の許認可業務について、許可書の印刷や統計データの算出等システムを導入することで業務の効率化を図っており、火取法、高圧法及び液石法の業務にあっても、同様にシステムを導入することで業務の効率化を図る。

### 2 効果

#### (1) 業務負担の軽減

許可書等の印刷、統計データの出力等、システム化により軽減可能な業務が多く、業務全体の効率化を実現することができる。

#### (2) 効果的な情報共有の実施

神戸市情報系ネットワークを活用することで、各消防署でも施設の情報を取得することが可能となるため、管内の施設情報を常に把握することができ、立入検査の計画の樹立など業務に活用できる。

#### (3) 迅速・安全な消火活動の実施

災害発生時には、消防管制室がシステムを操作することで、発災施設の情報を瞬時に取得し、消防隊へ情報提供することが可能となり、より効果的な消火活動を展開でき、被害の拡大を制御できる。

### 3 実施計画

平成 28 年 10 月～平成 29 年 2 月  
平成 29 年 3 月

システム開発、運用テスト  
システム稼働

#### 4 件数

下表のとおり約 2300 件のデータを管理する。

	登録する情報	件数
火取法	火薬庫台帳情報	3
	火薬類販売所台帳	38
	庫外貯蔵場所	32
高圧法	高圧ガス製造者（冷凍以外）台帳	209
	高圧ガス製造者（冷凍）台帳	1064
	特定消費者台帳	32
	高圧ガス貯蔵所台帳	180
	高圧ガス販売事業者所台帳	568
	高圧ガス容器検査所台帳	28
液石法	液化石油ガス販売事業者台帳	43
	液化石油ガス販売所台帳	
	保安機関台帳	41
	保安機関事務所台帳	
	液化石油ガス貯蔵施設台帳	1
	液化石油ガス特定供給設備台帳	5
	液化石油ガス充てん設備台帳	6
特定液化石油ガス設備工事事業者台帳	110	
合計		2360

※平成 26 年 4 月データ

#### 5 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「神戸市消防局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

また、本事務事業の所管課長は、「神戸市情報セキュリティーポリシー」に基づき本システムに係る情報セキュリティー実施手順を定め、それに基づき個人情報に係るデータについて、記録媒体の管理、機器の管理、端末機の使用管理、使用状況の管理、保安措置など適正かつ厳格に行う。

##### (1) システム上の保護

- ① 端末機の操作に当たっては、職員証とパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定し、かつ、操作に関するログを取得する。
- ② 個人情報に係るデータについては、端末機に保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。

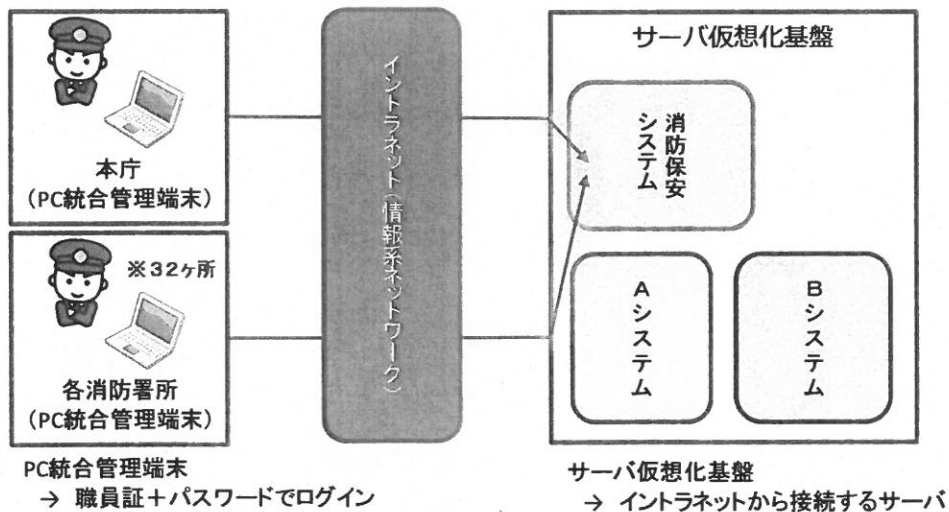
- ③ 端末機とサーバは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① サーバを管理している保管施設への入退室は関係者のみに限定し、入退室の状況を記録する。
- ② パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。またユーザ認証により権限の設定を行う（更新可、参照のみ）。
- ③ 保存年限を経過したデータは、速やかに消去し、データ記録媒体は記録の内容が復元できない状態にして破棄する。
- ④ 保存年限を経過した帳票はシュレッダー処理や焼却処分などの方法で確実に速やかに破棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

6 システム概要図

当該システムのサーバは神戸市が設置する「サーバ仮想化基盤」上に設置し、イントラネット上で運用する。



システム概要図



(参考)

(1) 火取法とは

火薬類(火薬、爆薬及び火工品の総称)の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害や犯罪を防止することを目的に定められている。

したがって、県からの権限移譲後は、同法に基づいて、これら火薬類の取扱いに係る届出受理や許認可審査とともに対象施設の立入検査を実施することとなる。

(2) 高圧法とは

高圧ガス(常用の温度で圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス等をいう)による災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱いを規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することを目的として定められている。

したがって、県からの権限移譲後は、同法に基づいて、これら高圧ガスの取扱いに係る届出受理や許認可審査とともに、対象施設の立入検査を実施することとなる。

(3) 液石法とは

液化石油ガスによる災害を防止するため、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することを目的として定められている。

したがって、県からの権限移譲後は、同法に基づいて、販売事業の登録や保安業務の認定等とともに、対象施設の立入検査を実施することとなる。